

南相馬市消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例（素案）等について パブリックコメント手続を実施する件（概要）

1 現状と課題

本市では、消防組織法（昭和22年法律第226号）第18条第1項の規定に基づき、南相馬市消防団設置等に関する条例（以下「条例」という。）及び南相馬市消防団の組織等に関する規則（以下「規則」という。）を制定し、南相馬市消防団（以下「消防団」という。）の設置ほか、消防団に関し必要な事項を定め、消防防災活動等に取り組んでいる。

近年においては、局地的な豪雨や大型台風等による風水害が激甚化・頻発化し、地震も各地で発生しており、消防団には地域防災の要としての役割が期待されていることから、消防団の充実強化を推進してきた。

一方で、東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故による年少人口と生産年齢人口の急激な減少に加え、更なる少子高齢化の進展による影響等もあり、消防団員の減少傾向が続いている。消防団では、概ね行政区単位等で組織する部について、団員のなり手不足や東日本大震災等に伴う避難などで活動が困難となった場合、近隣と統合し、管轄地域の広域化と地域間連携の強化等を行いながら対応しているが、将来にわたり消防団が地域防災力を発揮できる体制の構築が課題となっている。

このような現状と課題を踏まえ、「活動しやすい体制づくり」、「消防防災力の維持・向上」、「団員の確保」を対応策の柱に、次のような取組を行っていく必要がある。

【対応策の柱と主な取組】

| I. 活動しやすい体制づくり | II. 消防防災力の維持・向上 | III. 団員の確保 |
|--|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○分団・部の統合 ○区域間応援体制の強化 ○行事の簡素化・短縮化 (団員負担の軽減) ○情報通信技術の活用 | <ul style="list-style-type: none"> ○幹部体制の見直し (意思決定の迅速化等) ○本団機能の強化 ○機能別団員の活性化 | <ul style="list-style-type: none"> ○団員負担の軽減 ○職域消防団などの制度導入検討 ○SNSや消防団広報誌の活用 ○地域や事業所との連携 |

2 事業目的

上記「1 現状と課題」、消防団からの意見及び「持続可能な消防団組織の構築に関する報告書（南相馬市消防団組織等検討委員会（令和7年7月））」を踏まえ、新たな時代に対応した持続可能な消防団体制を構築するため、条例及び規則について必要な改正を行うもの。

3 条例に関する一部改正（概要）

（1）入団に関する任命権者の明確化【条例第4条関係】

入団に関しては、消防組織法第22条の規定に基づき任命を行ってきたが、任命権者の明確化を図るため、以下「二重下線箇所」を追加する。

条例（抜粋）

（消防団員）

第4条 消防団に消防団長、副消防団長、分団長、副分団長、部長、班長及び団員（以下「消防団員」という。）を置く。

2 機能別団員は、特定の活動にのみ参加する団員とする。

3 消防団員は、本市に居住し、又は勤務する年齢満18歳以上の者でなければならない。

4 消防団員の階級及び職名は、別表第1のとおりとする。

5 消防団長は、消防団の推薦に基づき市長が任命し、消防団長以外の消防団員は、分団長の推薦に基づき市長の承認を得て消防団長が任命する。

消防組織法（抜粋）

（消防団員の任命）

第22条 消防団長は、消防団の推薦に基づき市町村長が任命し、消防団長以外の消防団員は、市町村長の承認を得て消防団長が任命する。

（2）定員の見直し【条例第4条、第5条関係】

本市消防団の定員は1,356人で、合併前の3市町の定員合計を引き継いでいるが、団員数（令和7年：834人）と乖離が生じている。

これは、東日本大震災や少子高齢化の影響等により、本市の人口や地域ごとの居住実態が合併以前と比較して大きく変化していることが影響していると考えられる。本市の現状に則した、余裕をもって火災対応や災害対応が行える適正な定員へ、次のとおり見直しを行う。

| 改正後 | 改正前 | 比較増減 |
|--------|--|-------|
| 1,075人 | 1,356人 【参考】合併前の定員 小高町 360人 鹿島町 405人 原町市 591人 | △281人 |

【算定根拠】

①災害対応能力からの算定

東日本大震災の際と同等の災害対応能力を維持することを目標とする。大震災における本市の最大出動数は、平成23年3月12日における645人であった。消防庁の「東日本大震災における消防団員の活動等に関する調査結果」(平成23年11月25日)によると、大震災の発生直後に活動できた団員は61%であったことから、大規模災害時の平均的な出動率として6割を見込む。

| |
|--------------------------------|
| 最大出動数 645人 ÷ 出動率6割 = 定員 1,075人 |
|--------------------------------|

なお、近年の大規模災害における出動実績は下表のとおり。

| 項目 | 出動団員数 |
|-----------------------|--------|
| 令和元年東日本台風等 10/12 | 419人 |
| 令和元年東日本台風等 10/13 | 385人 |
| 令和元年東日本台風等 10/25 (大雨) | 392人 |
| 令和元年東日本台風等 10/26 (大雨) | 298人 |
| 令和4年福島県沖地震 | 175人 |
| 令和5年台風第13号 | 134人 |
| 平均 | 300.5人 |

②火災対応能力からの必要人数

車両等を運用し、周囲の安全等も確認しながら消火活動を行うために必要な団員数について、小型ポンプ積載車は1台当たり4人、より大型であるタンク車・ポンプ車は1台当たり5人である。交代等を考慮すると、それぞれ3組以上の人員が確保できることが望ましい。これにより、余裕をもって火災対応を行える人数は783人である。

③災害対応能力の上乗せ

大規模災害時には更なる人数の確保が望ましいことから、上記①の人数1,075人との差分292人は、災害対応・後方支援等の役割を担う機能別団員数として人員確保を目指すものとする。

●上記①～③の視点を踏まえ、定員を次のとおり算定した。

| 項目 | 人数 |
|--------------------|--------------------------|
| 小型ポンプ積載車運用に要する団員数 | 54台×4人×3組= 648人 |
| タンク車・ポンプ車運用に要する団員数 | 9台×5人×3組= 135人 |
| 小計(正規団員数) | 783人 |
| 機能別団員の数 | 大規模災害時対応等に要する人数(前述) 292人 |
| 総計 | 1,075人 |

【参考】

❖他市の条例等改正状況

県内の概ねの市において、下表のとおり消防団員の定員の見直しを行つており、本市においても定員の見直しはやむを得ないと考えられる。

| No. | 自治体名 | 改正有無 | 改正時期 | 条例定数 | | | |
|-----|-------|------|-----------|-----------|-----------|-------|---------|
| | | | | 改正後 ※1 | 改正前 ※1 | 増減 | 増減率 |
| 1 | 福島市 | ○ | R5. 4. 1 | 2, 587 | 2, 660 | ▲ 73 | -2. 7% |
| 2 | 二本松市 | ○ | R4. 4. 1 | 1, 473 | 1, 492 | ▲ 19 | -1. 3% |
| 3 | 伊達市 | ○ | R4. 4. 1 | 1, 323 | 1, 515 | ▲ 192 | -12. 7% |
| 4 | 本宮市 | ○ | R5. 4. 1 | 488 | 541 | ▲ 53 | -9. 8% |
| 5 | 郡山市 | ○ | R2. 4. 1 | 2, 500 | 2, 700 | ▲ 200 | -7. 4% |
| 6 | 須賀川市 | ○ | H31. 4. 1 | 998 | 1, 221 | ▲ 223 | -18. 3% |
| 7 | 田村市 | ○ | R7. 4. 1 | 1, 000 | 1, 412 | ▲ 412 | -29. 2% |
| 8 | 白河市 | × | | 1, 294 | 1, 294 | | |
| 9 | 会津若松市 | ○ | R6. 4. 1 | 1, 139 | 1, 436 | ▲ 297 | -20. 7% |
| 10 | 喜多方市 | ○ | R4. 4. 1 | 1, 300 | 1, 436 | ▲ 136 | -9. 5% |
| 11 | 相馬市 | ○ | R5. 4. 1 | 547 | 560 | ▲ 13 | -2. 3% |
| 12 | いわき市 | ○ | R4. 9. 22 | 3, 200 | 3, 800 | ▲ 600 | -15. 8% |
| 13 | 南相馬市 | 今回改正 | R8. 4. 1 | 1, 075 | 1, 356 | ▲ 281 | -20. 7% |
| 平均 | | | | 1, 456 | 1, 648 | ▲ 208 | -12. 5% |

（3）階級及び職名別定員の見直し [条例第4条、第5条関係]

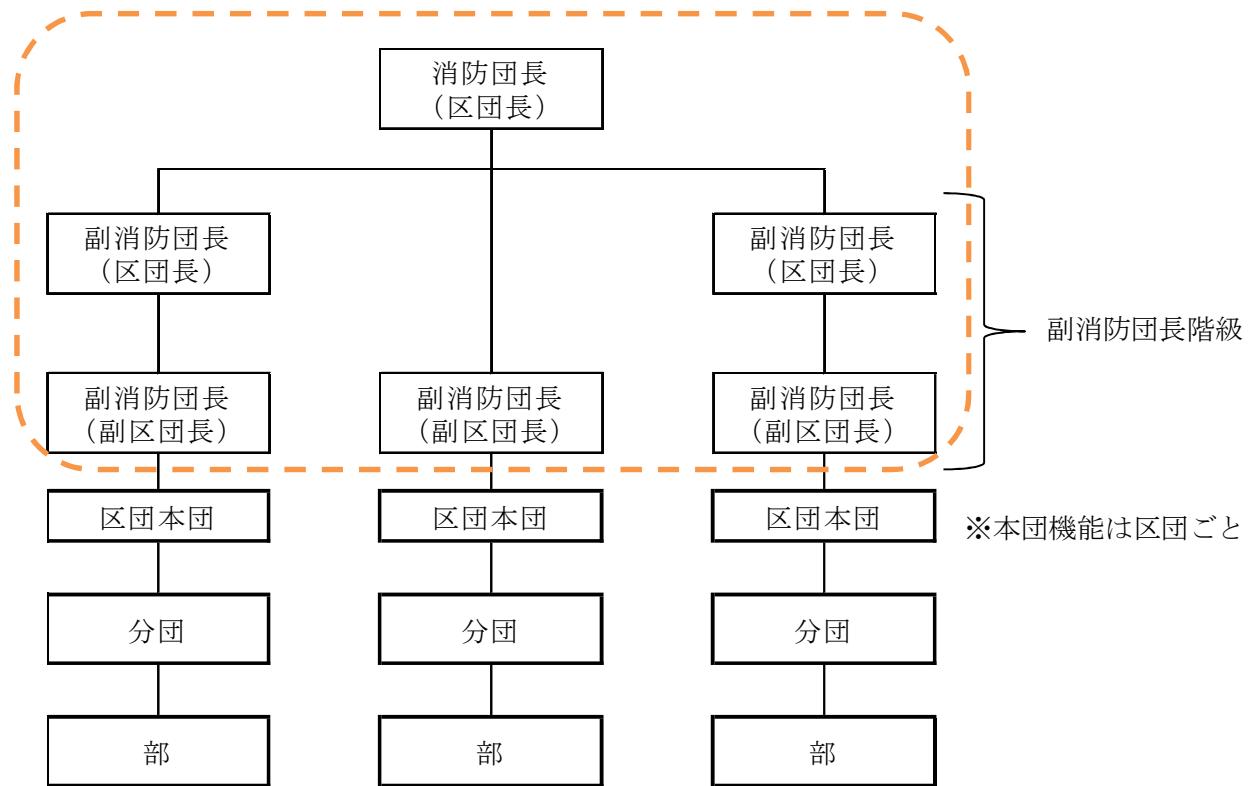
これまで、副消防団長階級の団員の定員については、副消防団長兼区団長2名、副区団長4名の合計6名であったが、実際には副区団長を3名とし、合計5名を配置していた。

今般、幹部の役割分担を整理し、指揮系統の明確化と意思決定の迅速化を図るため、副消防団長階級の団員を、副消防団長2名、区団長3名の合計5名に改める。

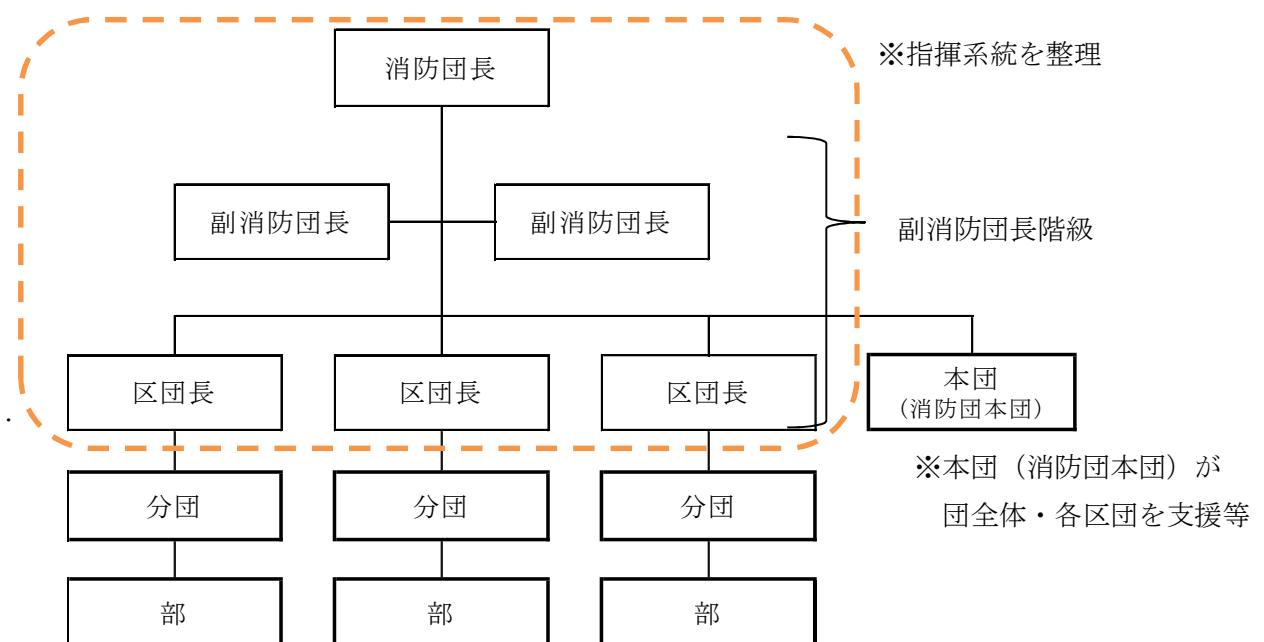
併せて、副消防団長は団長を補佐して団の統括等を助け、区団長は区団の統括・指揮を行うよう、職務内容の整理と負担軽減を図る。

また、これまで、訓練指導員・ラッパ部等の本団機能については、各団内に分散して配置していたが、新たに消防団全体を統括する本団を配置することで、団全体に対して統一的な支援や訓練指導等を行える体制を整え、消防団活動の一体性をより高めるとともに、区団間の連携の強化を図る。

○改正前の組織概要図（参考）



○改正後の組織概要図（参考）



以上のことと、上記「(2) 定員の見直し」を踏まえ、別表第1の階級及び職名別定員を次のとおり整理する。

| 改正後 | | | 改正前 | | |
|------------|-----------|-------|------------|-----------|-------|
| 階級 | 職名 | 定員 | 階級 | 職名 | 定員 |
| 消防団長 | 消防団長 | 1 | 消防団長 | 消防団長兼区団長 | 1 |
| 副消防団長 | 副消防団長 | 2 | 副消防団長 | 副消防団長兼区団長 | 2 |
| | 区団長 | 3 | | 副区団長 | 4 |
| 分団長 | 分団長 | 11 | 分団長 | 分団長 | 12 |
| | 訓練指導員 | 5 | | 訓練指導員 | 5 |
| 副分団長 | 副分団長 | 10 | 副分団長 | 副分団長 | 12 |
| | 副訓練指導員 | 13 | | 副訓練指導員 | 14 |
| | 庶務担当 | 13 | | 区団庶務 | 3 |
| | _____ | _____ | | 分団庶務 | 12 |
| 部長 | 部長 | 63 | 部長 | 部長 | 97 |
| | _____ | - | | ラッパ部長 | 3 |
| 班長 | 班長 | 107 | 班長 | 班長 | 153 |
| | _____ | - | | ラッパ班長 | 5 |
| 団員 | 団員及び機能別団員 | 847 | 団員 | 団員及び機能別団員 | 1,004 |
| | _____ | _____ | | ラッパ手 | 29 |
| (合計 1,075) | | | (合計 1,356) | | |

※上表中 団員及び機能別団員のうち、団員 555 人、機能別団員 292 人

(4) 機能別団員の取扱等に関する明確化 [条例第5条第3項～5項関係]

機能別団員については、消防事務の範囲が極めて限定されており、かつ当該消防事務の量や困難性、同一の消防団における団員間の衡平性などを考慮し、退職報償金の支給が適当ではない団員として、平成28年12月から当該制度を開始・運用してきたところであるが、当該取扱を明確化するため、以下「二重下線箇所」を追加する。

【機能別団員とは】

主として、消防団員を3年以上経験し退団した者で、特定の活動内容（大規模災害時における消防団活動、夜警等の防火広報活動、初期消火活動及び後方支援活動 等）を行うため、再入団した団員。

体力の問題や仕事の都合で訓練などの参加が難しくなっても、無理のない範囲での活動が可能なメリットがある。

条例（抜粋）

（定員）

第5条（略）

3 第1項の消防団員の種類及び人数は、次の各号のとおりとする。

（1）次号に掲げる機能別団員以外の消防団員 783人

（2）機能別団員 292人

4 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令（昭和31年政令第346号。以下「政令」という。）第4条第1項第1号の規定に基づき消防団員等公務災害補償責任共済契約に係る掛金の額を算定するために用いる条例定員は、第1項の消防団員の定員とする。

5 政令第4条第3項の規定に基づき消防団員退職報償金支給責任共済契約に係る掛金の額を算定するために用いる条例定員は、第3項第1号の定員とする。

(5) 年額報酬の見直し [条例第15条第1項関係]

これまで、副消防団長については、区団長又は副区団長を兼務しており、団長の補佐とともに担当区団の統括を職務としてきた。

今般、(3)のとおり副消防団長と区団長の兼務制を廃止し、副消防団長は団長の補佐を主な職務とし、区団長は区団の統括・指揮を主な職務とするよう役割を改め、それぞれの所掌事務を分担することから、職責と報酬額の均衡を図る観点から、次のとおり年額報酬の見直しを行う。

なお、報酬の見直しにあたっては、本市と状況が類似している県内他市の額等との均衡も図りながら、南相馬市消防団組織検討委員会及び消防団幹部会において検討を行った。

また、ラッパ部員（ラッパ手・ラッパ班員）については、これまで、活動内容の違いなどから、一般団員よりも低い年額報酬としていた。

しかし、団員数が減少している中で地域防災力を確保するためには、ラッパ部員を含む全団員が火災・災害対応時に活躍できるよう当該活動内容を見直す必要があり、また、団員確保の重要性から待遇を改善する必要がある。そのため、活動内容見直しと併せ次のとおり報酬額の改正を行う。

| 改正後 | | 改正前 | |
|-------|----------|---------------|----------|
| 区分 | 報酬（年額） | 区分 | 報酬（年額） |
| 消防団長 | 250,000円 | 消防団長 | 250,000円 |
| 副消防団長 | 195,000円 | 副消防団長兼区 団長 | 240,000円 |
| 団長 | 170,000円 | 副区団長 | 140,000円 |
| 分団長 | 100,000円 | 分団長 | 100,000円 |
| 副分団長 | 76,000円 | 副分団長 | 76,000円 |
| 部長 | 55,000円 | 部長 | 55,000円 |
| 班長 | 46,500円 | 班長 | 46,500円 |
| ラッパ班長 | 37,000円 | ラッパ手 | 27,000円 |
| 団員 | 36,500円 | 団員 | 36,500円 |
| 機能別団員 | 10,000円 | 機能別団員 | 10,000円 |

※ラッパ手・ラッパ班長のほか、ラッパ部長があるが、従前から部長と同額（55,000円）としている。

(6) 年額報酬の日割り計算に関する明確化 [条例第15条第5項関係]

中途入団員又は中途離職団員への報酬支給に際し、端数が生じた場合の扱いについて、条例上明記されていなかったことから、端数処理方法の明確化を図るため、以下「二重下線箇所」を追加する。

条例 (抜粋)

(報酬)

第15条 消防団員には、別表第2に掲げる報酬を支給する。

2 前項の報酬は、毎年3月、6月、9月及び12月の末日までにそれぞれその4分の1の額を支給する。

3 年の中途において新たに消防団員となった者には、その日から日割計算により前項に規定する日に報酬を支給し、退職又は免職等により年の中途において職を離れた者には、その月までの月数を基礎として月割計算によりその月の末日までに報酬を支給する。

4 年の中途において階級に異動があった場合には、その異動のあった日から日割計算により報酬の額を改定する。

5 第3項若しくは第4項の規定による報酬の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(7) 出動報酬の見直し [条例第16条関係]

消防団員については、消防団活動に対する年額報酬と、火災等への出動報酬が支給される。

これまで、出動報酬の区分として、「機械整備のため出動した場合」を定めていたが、車両・小型ポンプ等装備の通常の点検について、年額報酬の範囲内の対応としており、当該区分による支給実績がないことから、無用の混乱を防止するため、次のとおり当該項目を削除する。

| 区分 | | 支給単位 | 出動報酬 |
|-------------------------|-------------------------|-----------|---------|
| 改正後 | 改正前 | | |
| 警戒のため出動した場合 | 警戒のため出動した場合 | 1日に つき | 3, 500円 |
| 訓練のため出動した場合 | 訓練のため出動した場合 | | |
| | 機械整備のため出動した 場合 | | |
| 訓練指導員が訓練指導の ため出動した場合 | 訓練指導員が訓練指導の ため出動した場合 | | |

（8）経過措置 [条例附則関係]

組織力の維持を図るため、改正の際、現に別表第1に定める各階級にある者は、改正後の定員にかかわらず、この条例の施行の日から令和12年3月31日までの間、従前の階級に任命できるものとする。

4 規則に関する一部改正（概要）

規則について、本条例の一部を改正する条例の制定に際し、次のとおり必要な見直しを行う。

（1）本団機能の強化 [規則第2条関係]

災害対応力の強化と団員の負担軽減を図る必要があることから、上記「3 条例に関する一部改正（概要）（3）階級及び職名別定員の見直し」のとおり新たに設置する消防団の本団に、庶務部、ドローン部、予防広報部を創設するため、以下「二重下線箇所」を追加する。

条例（抜粋）

（組織）

第2条 南相馬市消防団（以下「消防団」という。）の組織は、本団及び3区団とし、区団の構成及び区域は、別表第1のとおりとする。

2 本団は、消防団の統括を補佐する事務を所掌させるため、次の部を置く。

- (1) 庶務部
- (2) 訓練部
- (3) ラッパ部
- (4) ドローン部
- (5) 予防広報部

(2) 区団の構成及び区域 [規則第2条関係]

東日本大震災の影響等により本市の人口や居住実態が大きく変化している現状を踏まえ、活動の効率性を高め、広域的に火災等に対応する体制を構築するため、次のとおり小高区団を現行の3分団制から1分団制に再編する。

| | 区団名 | 分団名 | 区域 |
|-----|------|------|--|
| 改正後 | 小高区団 | 第1分団 | 小高区の全域 |
| 改正前 | 小高区団 | 第1分団 | 第2分団及び第3分団に属しない区域 |
| | | 第2分団 | 飯崎、角間沢、小谷、摩辰、南鳩原、北鳩原、羽倉、大富、金谷、川房、大田和及び小屋木の区域 |
| | | 第3分団 | 福岡、女場、村上、泉沢、角部内、下姥沢・上姥沢、井田川、浦尻、下浦、上浦、行津、上耳谷、下耳谷及び神山の区域 |

(3) 給貸与品の整理 [規則第16条第1項関係]

給貸与品について、規則での定めがあるが、消防団との協議等により現在の運用実態と一部相違が生じていることから、運用実態に合わせて次のとおり見直しを行う。

| 改正後 | | | | | 改正前 | | | | | | | | | | | | | | |
|---|-------|-------|------------------|------------------|---------------|-------|-------|----------|--------|---|--|--|--|--|-------|-------|-------|------------------|------------------|
| 別表第2 (第16条関係) | | | | | 別表第2 (第16条関係) | | | | | | | | | | | | | | |
| 給貸与品 | | | | | 給貸与品 | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>品目</th> <th>員数</th> <th>使用期間</th> <th>給貸与の区分</th> <th>給貸与該当者</th> </tr> </thead> </table> | | | | | 品目 | 員数 | 使用期間 | 給貸与の区分 | 給貸与該当者 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>品目</th> <th>員数</th> <th>使用期間</th> <th>給貸与の区分</th> <th>給貸与該当者</th> </tr> </thead> </table> | | | | | 品目 | 員数 | 使用期間 | 給貸与の区分 | 給貸与該当者 |
| 品目 | 員数 | 使用期間 | 給貸与の区分 | 給貸与該当者 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 品目 | 員数 | 使用期間 | 給貸与の区分 | 給貸与該当者 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 【略】 | | | | | 【略】 | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <tr> <td>盛夏略衣</td> <td>上下15年</td> <td>貸与</td> <td>副分団長以上の組</td> <td>消防団員</td> </tr> </table> | | | | | 盛夏略衣 | 上下15年 | 貸与 | 副分団長以上の組 | 消防団員 | <table border="1"> <tr> <td>盛夏略衣</td> <td>上下15年</td> <td>貸与</td> <td>全消防団員(機能別団員を除く。)</td> <td>組</td> </tr> </table> | | | | | 盛夏略衣 | 上下15年 | 貸与 | 全消防団員(機能別団員を除く。) | 組 |
| 盛夏略衣 | 上下15年 | 貸与 | 副分団長以上の組 | 消防団員 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 盛夏略衣 | 上下15年 | 貸与 | 全消防団員(機能別団員を除く。) | 組 | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <tr> <td>盛夏略衣(礼式用)</td> <td>上下18年</td> <td>貸与</td> <td>ラッパ部団員</td> <td>組</td> </tr> </table> | | | | | 盛夏略衣(礼式用) | 上下18年 | 貸与 | ラッパ部団員 | 組 | <table border="1"> <tr> <td>盛夏略帽</td> <td>1個</td> <td>8年</td> <td>貸与</td> <td>全消防団員(機能別団員を除く。)</td> </tr> </table> | | | | | 盛夏略帽 | 1個 | 8年 | 貸与 | 全消防団員(機能別団員を除く。) |
| 盛夏略衣(礼式用) | 上下18年 | 貸与 | ラッパ部団員 | 組 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 盛夏略帽 | 1個 | 8年 | 貸与 | 全消防団員(機能別団員を除く。) | | | | | | | | | | | | | | | |
| 【略】 | | | | | 【略】 | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <tr> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> </tr> </table> | | | | | _____ | _____ | _____ | _____ | _____ | <table border="1"> <tr> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> </tr> </table> | | | | | _____ | _____ | _____ | _____ | _____ |
| _____ | _____ | _____ | _____ | _____ | | | | | | | | | | | | | | | |
| _____ | _____ | _____ | _____ | _____ | | | | | | | | | | | | | | | |
| 【略】 | | | | | 【略】 | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | |
|------|----|----|----|-------------|
| ネクタイ | 1本 | 5年 | 支給 | 副分団長以上の消防団員 |
|------|----|----|----|-------------|

【略】

| | | | | |
|--------|----|----|----|-------------|
| 青灰色ベルト | 1本 | 8年 | 貸与 | 副分団長以上の消防団員 |
|--------|----|----|----|-------------|

【略】

| | | | | |
|-------|----|----|----|---------|
| ヘルメット | 1個 | 5年 | 貸与 | 全消防団員 |
| 防火衣 | 1式 | 8年 | 貸与 | 各部に必要な数 |
| | | | | _____ |
| | | | | _____ |
| | | | | _____ |

【略】

| | | | | |
|-----|----|----|----|------------------|
| 防寒着 | 1着 | 5年 | 貸与 | 全消防団員(機能別団員を除く。) |
| | | | | _____ |

| | | | | |
|------|----|----|----|------------------|
| ネクタイ | 1本 | 5年 | 支給 | 全消防団員(機能別団員を除く。) |
|------|----|----|----|------------------|

【略】

| | | | | |
|--------|----|----|----|------------------|
| 青灰色ベルト | 1本 | 8年 | 貸与 | 全消防団員(機能別団員を除く。) |
|--------|----|----|----|------------------|

【略】

| | | | | |
|----------|----|----|----|----------------------|
| タレ付ヘルメット | 1個 | 8年 | 貸与 | 全消防団員 |
| 現場防火衣 | 1着 | 8年 | 貸与 | 部長以下の消防団員(機能別団員を除く。) |
| | | | | _____ |
| 名入り防火衣 | 1着 | 8年 | 貸与 | 副分団長以上の消防団員 |

【略】

| | | | | |
|-------|-------|-------|-------|-------|
| _____ | _____ | _____ | _____ | _____ |
| _____ | _____ | _____ | _____ | _____ |

5 活動指標

| 活動指標 | 6年度 実績 | 7年度 現状値 | 8年度 | 9年度 | 10年度 |
|---------|-----------|------------|--------|--------|--------|
| 訓練出動団員数 | 1,508人 | 1,027人 | 1,469人 | 1,469人 | 1,469人 |

※令和6年度の団員数856人に対し、令和7年度の団員数は834人で、2.6%の減であるため、団員数の減少が見込まれる中でも、令和6年度比2.6%減の出動数を維持し続けることを目標に設定した。

6 予算要求及び今後の事業計画等

(1) 予算要求額及び財源内訳等 (単位:千円)

| 区分 | 6年度 決算額 | 7年度 予算額 | 8年度 | 9年度 | 10年度 |
|------------------|------------|------------|--------|-------------|--------|
| 事業費 (※1) | 89,315 | 100,280 | | 88,815 (※2) | |
| 財 源 内 訳 | 国庫支出金 | 645 | 4,342 | 0 | 0 |
| | 県支出金 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 地方債 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | その他 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 一般財源 | 88,670 | 95,938 | 88,815 | 88,815 |

(※1) : 消防団費及び非常備消防一般経費の合計額

(※2) : R7予算100,280千円-改正影響見込額11,465千円

(2) 予算要求時期: 令和8年度当初予算計上

7 成果指標

| 成果指標 (KGI) | 6年度 実績 | 7年度 現状値 | 8年度 | 9年度 | 10年度 |
|--------------------------|-----------|------------|------|------|------|
| 火災等災害時に出動団員数の不足が生じなかつた割合 | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% |

| 成果指標 (KPI) (※3) | 6年度 実績 | 7年度 9.30現在 | 8年度 | 9年度 | 10年度 |
|--------------------|-----------|---------------|-----|-----|------|
| 消防団入団者数 | 32人 | 20人 | 15人 | 15人 | 15人 |
| 消防学校における訓練受講者数 | 78人 | 40人 | 80人 | 80人 | 80人 |

(※3) : 現在の KPI 目標値が、消防団入団者数 12 人・消防学校における訓練受講者数 75 人であるが、本件改正による効果を考慮し目標値を上方修正するもの。

8 関連する SDGs

| | |
|---|------------------|
|  | 11 住み続けられるまちづくりを |
|---|------------------|

9 一部改正する条例等の施行日

令和8年4月1日

10 今後の予定

| 時期 | 内容 |
|------------------------|--------------|
| 令和7年12月 1日（月）～20日（土） | パブリックコメント手続 |
| 令和8年 1月 8日（木）・ 9日（金） | 1月定例企画調整会議 |
| 令和8年 1月 26日（月）・ 27日（火） | 1月定例庁議 |
| 令和8年 3月 | 3月市議会定例会上程 |
| 令和8年 4月 1日 | 一部改正する条例等の施行 |